

**戦後日本の療育事業整備における民間事業の公立公営事業化プロセス分析**

—東京都東久留米市「わかくさ学園」を事例に—

○ 日本大学 氏名 田中 謙 (会員番号 009079)

キーワード3つ：療育・公立公営事業・

**1. 研究目的**

本研究は日本における就学前児童を対象とした療育事業史研究の一環として、東京都東久留米市「わかくさ学園」展開過程における公立公営事業化をめぐる動向の中で、公立公営事業化が療育事業整備にもたらした意義について明らかにすることを目的とする。

日本の障害児療育史においては、戦前の高木憲次他による肢体不自由児療育運動の流れをくむ肢体不自由児療育史と、今日の児童発達支援の源流に位置づく就学前療育史との最低2つの系譜を有する。この後者に関しては、基礎自治体を中心とする地方行政と、民間事業者が事業整備に果たした役割が大きいと考えられ、その解明作業が社会福祉学研究に求められる研究課題の一つといえる。

すでに民間事業から公立公営事業化（以下、市立化）への展開に関しては、東京都の基礎自治体である旧保谷市や小金井市、東村山市、清瀬市の事例等が検討されているもの（田中 2015；2016；2020；2021）、市立化をめぐる政治過程におけるアクターの役割や、市立化の動きの原動力の解明に関する十分な研究知見の蓄積はなされていない。そのため、市立化が療育事業整備にもたらした意義についても、検討成されているとは言い難い。従って、これまでの先行研究の未検討課題を検証する作業が戦後日本の療育史解明には不可欠であり、この点に本研究の意義を見出すことができる。

**2. 研究の視点および方法**

本研究では上述の研究目的を達成するため、久留米町・東久留米市、東久留米市手をつなぐ親の会、障害をもつ子どものグループ連絡会が刊行する資料を中心に、文献研究を実施した。

**3. 倫理的配慮**

本研究に関しては、「日本社会福祉学会研究倫理規程」「研究倫理規程にもとづくガイドライン」を参照して作業を実施し、研究倫理の遵守に努めた。調査機関先に対し研究の目的・方法・公表・情報の保護について文書および口頭で説明を行い、同意書に署名を得て調査を実施した。データの学術利用・公表に関しても同様に同意を得た。本研究は日本大学文理学部研究倫理委員会の承認を得て実施された研究の一環であり（承認番号：07-29）、本発表に関しても、開示すべき COI 関連事項はない。

**4. 研究結果**

東京都東久留米市（旧久留米町）では1968（昭和43）年3月9日に「久留米町で手をつなぐ親の会」（以下、親の会）を結成し、障害幼児と在宅の学齢障害児に対する療育事業として町立施設門前自治会集会所で通園事業「杉の子学園」を開始した。この事業に対しては、久留米町より1968（昭和43）年度200,000円補助金交付がなされて以降、毎年度施設整備・運営費補助のための助成を実施していった。さらに、1970（昭和45）年度からは、東京都「心身障害児通所訓練事業」補助金交付（初年度500,000円）も行われるようになっていった（東久留米市手をつなぐ親の会編,1987,4）。

このように東久留米市では親の会が民間事業者として就学前療育事業を運営し、町・市行政が施設の貸与と運営費の一部補助を交付して支援を行う経営方法での事業形態がとられた。しかしながら、親の会は1973（昭和48）年1月20日杉の子学園在籍幼児の死亡事故等を背景に、親の会を中心に1975（昭和50）年度からの「杉の子学園市立化」を目ざして市立化準備会を発足し、同年「杉の子学園」に対する補助金増額と、運営対策検討委員会の設置を求める請願第50号「杉の子学園に対する補助金増額と杉の子学園の運営対策検討委員会（仮称）の設置に関する請願」を市議会に提出した。請願は1973（昭和48）年12月25日の東久留米市議会昭和48年第4回定例会で厚生委員会委員長審議報告のとおり本会議で可決され、市立化に向けた議論が市行政で行われていくこととなった。その後隣接する旧保谷市、旧田無市との合同施設設置案の検討等がなされたものの、1976（昭和51）年12月25日の東久留米市議会昭和51年第4回定例会で親の会が提出した請願第56号「杉の子学園市立化早期実現及び市立化に伴う移転後の跡地利用に関する請願」が厚生委員会委員長審議報告のとおり本会議で可決され、市立化に向けた政策立案が展開していった。東久留米市行政は1979（昭和54）年、「杉の子学園」と「杉の子学園」同様に市内の肢体不自由児に対する療育事業を行っていた「のぞみ父母の会」の「のぞみの家生活訓練所」とを統合して、心身障害児通園施設「わかくさ学園」新設した。この「わかくさ学園」設置により、東久留米市では知的障害、肢体不自由幼児を対象とする療育事業の市立化が図られたのである。

## 5. 考察

東久留米市「わかくさ学園」展開過程における公立公営事業化をめぐる動向の中で、公立公営事業化が療育事業整備にもたらした意義について整理すると、次の4点を指摘できる。一点目は「市立化による事業経営の法制的・財政的安定化」、二点目は「行政による療育事業実施に係る責任の明確化」、三点目は「地域での療育事業の場の確立」、四点目は「親の会の学校卒業後の障害児者支援への注力」である。市立化により、基礎自治体を単位とする療育事業体制整備が図られ、卒後支援のための体制整備も進められることとなった。

### 引用・参考文献（一部抜粋）

柴崎正行(2002)「わが国における障害幼児の教育と療育に関する歴史的変遷について」『東京家政大学研究紀要 1 人文社会科学』42, 101-105.